

18日、オンタリオ州政府は6月12日（金）の午前12：01より、経済活動等の段階的な再開のステージ2への移行が可能となる旨発表しました。

（1）上記期日に移行が許可される保健局の管轄地域は下記のとおりです。

- ・ Ottawa Public Health
- ・ Algoma Public Health
- ・ Brant County Health Unit
- ・ Chatham-Kent Public Health
- ・ Eastern Ontario Health Unit
- ・ Grey Bruce Health Unit
- ・ Haliburton, Kawartha, Pine Ridge District Health Unit
- ・ Hastings Prince Edward Public Health
- ・ Huron Perth Public Health
- ・ Kingston, Frontenac and Lennox & Addington Public Health
- ・ Leeds Grenville & Lanark District Health Unit
- ・ Middlesex-London Health Unit
- ・ North Bay Parry Sound District Health Unit
- ・ Northwestern Health Unit
- ・ Peterborough Public Health
- ・ Porcupine Health Unit
- ・ Public Health Sudbury & Districts
- ・ Region of Waterloo Public Health and Emergency Services
- ・ Renfrew County and District Health Unit
- ・ Simcoe-Muskoka District Health Unit
- ・ Southwestern Public Health
- ・ Thunder Bay District Health Unit
- ・ Timiskaming Health Unit
- ・ Wellington-Dufferin-Guelph Public Health

なお、各保健局の管轄地域はこちらからご確認頂けます。

<http://www.health.gov.on.ca/en/common/system/services/phu/locations.aspx>

(2) 適切な対策が講じられた上で許可されるビジネス、サービスは以下のとおりです。

- ・ 礼拝所（建物の収容能力の30%を上限、物理的距離を保つ事が条件）
- ・ パティオ等を含むレストラン、バー、その他の施設における屋外での食事の提供。
- ・ 理髪店、美容院、美容院等（適切な健康、安全対策が施されたもの）。
- ・（現時点で未だ制限されている）ショッピングモール及びテイクアウトまたは屋外での飲食のみを提供する飲食店。
- ・ 自転車、徒歩、バスやボートによるツアーおよびガイド。ワイナリー、醸造所、蒸留所等のツアーも同様。
- ・ スイミングプール等の屋外ウォーターレクリエーション施設。
- ・ オンタリオパークにおけるビーチへのアクセスやキャンプ。
- ・ プライベートキャンプ場でのキャンプ。
- ・ 屋外レクリエーション施設の利用及び屋外チームスポーツのトレーニング（物理的距離を保つことが条件）。
- ・ ドライブインもしくはドライブスルーによる、劇場、コンサート、動物のアトラクション、アートインスタレーション等のための施設。
- ・ 映画やテレビの制作活動。（物理的距離を保つことが条件）。
- ・ 結婚式や葬式、懇親会（10人まで）。

#### 【発表内容】

<https://news.ontario.ca/opo/en/2020/06/ontario-permits-more-businesses-and-services-to-reopen-in-the-coming-days.html>

2月8日、カナダ国境サービス庁は8日（月）23：59よりカナダ国籍者及び永住者の外国籍の近親者について、新型コロナウイルスの感染、症状を示しておらず少なくとも15日間滞在する場合、カナダへの入国の禁止から免除される旨発表しました。カナダに出国した後14日間の隔離措置は必要となります。

近親者の定義は以下のとおり。

- (1) 配偶者またはコモンプートナー。
- (2) Immigration and Refugee Protection Regulations のセクション2で定義されている扶養児童、配偶者または慣習法のパートナーの扶養児童。
- (3) Immigration and Refugee Protection Regulations のセクション2、段落(b)で言

及されている扶養児童の扶養児童。

(4) 本人の配偶者または慣習法のパートナーの親または継親。

(5) 保護者または後見人。

なお、今回の決定は学生ビザや就労ビザ等のカナダ一時滞在者の近親者には適用されません。

**【発表内容】**

<https://www.canada.ca/en/border-services-agency/news/2020/06/changes-to-travel-restrictions-for-immediate-family-members-of-canadian-citizens-and-permanent-residents.html>

以上